

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 0 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 0 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 0 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : -
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

#### 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 2 - 2 8 - 1 1 7 1

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

#### 8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 本部事務所  
〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3  
電話：0852-28-1171

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数： 212 人（令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数： 89 件（令和 5 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額： 9,952 円（令和 5 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額： 7,909 円（1 日 8 時間あたり）（令和 5 年度事業報告書より）  
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率： 20.5%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口： TEL 0 8 5 2 - 2 7 - 0 8 8 8
  - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 松江市事務所  
〒690-0823 島根県松江市西川津町825番地2  
電話：0852-27-0888

令和 6 年 6 月 1 8 日

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

## シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数： 77 人（令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数： 22 件（令和 5 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額： 9,358 円（令和 5 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額： 7,500 円（1 日 8 時間あたり）（令和 5 年度事業報告書より）  
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率： 19.9%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口： TEL 0 8 5 5 - 2 3 - 4 6 8 0

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	Off-JT	事業主	無償	有給
安全衛生に係る注意点	派遣中	派遣会員	Off-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

## 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 浜田市事務所  
〒697-0052 島根県浜田市港町 277 番地  
電話：0855-23-4680

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 330 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 175 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,653 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,735 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 19.9%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 3 - 2 4 - 1 7 8 7  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
入職時のマナー講習	雇入時	初めて派遣する者	OFF-JT	事業主	無償	有給
キャリアアップ研修	派遣中	雇用見込 1 年以上の者	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業または短期的就業であるため)  
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 出雲市事務所  
〒 6 9 3 - 0 0 0 2 島根県出雲市今市町北本町 2 丁目 1 番地 6  
電話 : 0 8 5 3 - 2 4 - 1 7 8 7

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シルバー派遣事業概要

1. 派遣労働者数： 61 人（令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数： 23 件（令和 5 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額： 9,506 円（令和 5 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額： 7,436 円（1 日 8 時間あたり）（令和 5 年度事業報告書より）  
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率： 21.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口： TEL 0856-24-2190  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇用時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
技能研修	雇用時・派遣中	指定する派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給
技能別訓練	派遣中	派遣中	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 益田市事務所  
〒698-0012 島根県益田市大谷町334-1  
電話：0856-24-2190

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 57 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 29 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,604 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,375 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 21.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL0854-28-6551
  - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
入職時研修	雇入れ時	入職時派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能的訓練	派遣中	派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 安来市事務所  
〒692-0007 島根県安来市2137番地3  
電話：0854-28-6551

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 0 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派 遣 料 金 の 額 の 平 均 額 : 0 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : - %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 5 - 5 2 - 5 3 2 0  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 江津市事務所  
〒695-0017 島根県江津市江津町954番地61  
電話：0855-52-1616

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数： 98 人（令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数： 31 件（令和 5 年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額： 9,666 円（令和 5 年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額： 7,762 円（1 日 8 時間あたり）（令和 5 年度事業報告書より）  
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率： 19.7 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。

#### 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口： TEL 0 8 5 4 - 4 2 - 3 6 4 2

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給
技能別訓練	派遣中	派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

#### 8. 福利厚生に関する事項

- ・ 労災保険、有給休暇
- ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。）
- ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 雲南市事務所  
〒699-1334 島根県雲南市木次町新市3番地  
電話：0854-42-3642



## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 25 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 8 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,777 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,727 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 21.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0854-52-0294  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇用時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
技能研修	雇用時・派遣中	指定する派遣会員	OJT	派遣先	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 奥出雲町事務所  
〒699-1821 島根県仁多郡奥出雲町稲原57番地6  
電話：0854-52-0294

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 35 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 8 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,784 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,527 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 20.9 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - (1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 4 - 1 5 0 1
  - (2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 津和野町事務所  
〒 6 9 9 - 5 2 2 1 島根県鹿足郡津和野町日原 2 4 5 - 1  
電話 : 0 8 5 6 - 7 4 - 1 5 0 1

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 69 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 26 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,152 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,948 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 21.7%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 4 - 6 2 3 1  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 美郷町事務所  
〒 6 9 9 - 4 6 2 1 島根県邑智郡美郷町粕淵 1 9 5 番地 1  
電話 : 0 8 5 6 - 7 4 - 6 2 3 1

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 0 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 0 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 0 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : -
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 6 - 7 9 - 2 0 8 7  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 吉賀町事務所  
〒699-5221 島根県鹿足郡吉賀町六日市580番地4  
電話：0856-79-2087

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 21 人 (令和 6 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 13 件 (令和 5 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,503 円 (令和 5 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,086 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 5 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 23.0 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0 8 5 1 2 - 3 - 1 6 9 1  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

#### 【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 隠岐の島町事務所  
〒685-0027 島根県隠岐郡隠岐の島町原田396番地  
電話：08512-3-1691